（証券コード：8952）
（発信日）2026年11月18日

投 資 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目１番１号
ジャパンリアルエステイト投資法人
執行役員　加　藤　　譲

第15回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当投資法人の第15回投資主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。
　なお、本投資主総会に当日ご出席されない場合は、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2026年12月９日（水曜日）午後５時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。
　また、当投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第１項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会の決議事項は、いずれも現行規約第14条第３項又は第４項に定める議案には該当しておりません。**したがいまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

＜当投資法人規約抜粋＞
第14条（みなし賛成）
１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
２．前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
３．前２項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。
(1) 執行役員又は監督役員の解任
(2) 解散
(3) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
(4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
４．第１項及び第２項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当投資法人ウェブサイトに「第15回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

当投資法人ウェブサイト
https://www.j-re.co.jp/ja_cms/ir/meeting.html

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ジャパンリアルエステイト投資法人）又は証券コード（8952）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬　具

記

１．日　　時　2026年12月10日（木曜日）午前11時（開場：午前10時30分）
２．場　　所　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング　７階
「丸ビルホール＆コンファレンススクエア」
※ご来場の際は末尾のご案内図をご参照ください。

３．会議の目的事項
決 議 事 項
第１号議案　規約一部変更の件
第２号議案　執行役員１名選任の件
第３号議案　補欠執行役員２名選任の件
第４号議案　監督役員２名選任の件
第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

４．議決権の代理行使について
投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様１名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証する書面を会場受付にご提出ください。

以　上

【お願い】◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

【ご案内】◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

◎電子提供措置事項について修正する必要が生じた場合は、上記当投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

◎本投資主総会終了後、同会場におきまして、当投資法人の資産運用会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社による当投資法人の運用状況等に関する説明会を開催する予定です。なお、当投資法人の決算説明動画及び決算説明資料は、当投資法人のウェブサイトにてご覧いただくことができます。

◎ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由：

①　「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものであります。（変更案第25条第５項関係）

②　2026年４月１日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、新たに一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、規約上に記載された協会名称の変更を行うものであります。（変更案第32条第１項（４）関係）

③　「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、当投資法人の2027年３月期以降に係る計算書類及び資産運用報告等を含む提供計算書類等について電子提供措置をとるため、必要な規定を新設するものであります。（変更案第32条の２及び附則第３条関係）

２．変更の内容：

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めるものであります。

（変更箇所は下線の部分であります。）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
（資産運用の対象とする資産の種類） 第25条（記載省略） ５．この投資法人は、前３項に定める特定資産のほか、商標法に基づく商標権、その専用使用権若しくは通常使用権、温泉法に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定割当量その他これに類似する排出量、排出権及び排出枠等（温室効果ガスに関するものを含みます。）並びにその他第23条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる資産に投資できるものとします。	（資産運用の対象とする資産の種類） 第25条（現行のとおり） ５．この投資法人は、前３項に定める特定資産のほか、商標法に基づく商標権、その専用使用権若しくは通常使用権、温泉法に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく国際協力排出削減量その他これに類似する排出量、排出権及び排出枠等（温室効果ガスに関するものを含みます。）並びにその他第23条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる資産に投資できるものとします。

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
（金銭の分配の方針） 第32条（記載省略） （４）利益を超える金銭の分配を行う場合には、利益の金額に一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を加算した金額を上限とします。 （５）（記載省略） ２．（記載省略）	（金銭の分配の方針） 第32条（現行のとおり） （４）利益を超える金銭の分配を行う場合には、利益の金額に一般社団法人資産運用業協会の規則において定める金額を加算した金額を上限とします。 （５）（現行のとおり） ２．（現行のとおり）
（新設）	（提供計算書類等の電子提供措置） 第32条の２　この投資法人は、投信法第131条第５項の規定により投資主に対して行う提供計算書類等（計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告をいいます。本条において、以下同じです。）の提供に関しては、投資法人の計算に関する規則第81条第４項の定めるところに従い、提供計算書類等に表示すべき事項に係る情報を、投信法第131条第３項の規定による通知を発出する時から５年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとるものとします。
附則 第１条　削除 第２条　削除 （新設）	附則 第１条　削除 第２条　削除 第３条　第32条の２の規定は、この投資法人の2027年３月31日を決算期とする営業期間に係る提供計算書類等（同条に定めるものをいいます。）の提供から適用されるものとします。

第２号議案　執行役員１名選任の件

執行役員加藤譲から、本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出がありました。つきましては、執行役員１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、投信法第99条第２項及び当投資法人現行規約第18条第１項但書の定めにより、就任する2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

また、執行役員選任に関する本議案は、2026年10月30日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当投資法人の投資口の口数
山岸正紀 （やまぎし まさき） （1963年３月12日）	1985年４月　三菱地所株式会社入社 2000年10月　ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社出向 2004年４月　三菱地所株式会社大手町営業管理部副長 2005年４月　同社資産開発事業部副長 2008年４月　同社都市開発事業部副長 2011年４月　同社都市開発業務部長 2014年４月　同社広報部長 2015年４月　同社執行役員広報部長 2016年４月　同社執行役員生活産業不動産業務企画部長 2019年４月　同社グループ執行役員 三菱地所・サイモン株式会社代表取締役社長 2025年４月　三菱地所株式会社顧問（現職） 三菱地所・サイモン株式会社代表取締役社長 2026年４月　三菱地所レジデンス株式会社監査役（現職） （現在に至る）	0口

注：候補者山岸正紀は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者山岸正紀と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：当投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に

起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。候補者山岸正紀が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第３号議案　補欠執行役員２名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員２名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、井上和幸を第１順位、藤野正昭を第２順位とします。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第２項の定めにより、第２号議案における執行役員の就任日である2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2026年10月30日開催の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当投資法人の投資口の口数
1	井上和幸（いのうえかずゆき） （1967年11月９日）	1991年４月　三菱地所株式会社入社 2009年４月　同社ビルアセット業務部副長 2014年４月　同社ビル業務企画部副長 2015年４月　同社生活産業不動産業務企画部副長 2018年４月　同社経理部長 2022年４月　同社新事業創造部長 2025年４月　ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社出向代表取締役社長（現職） （現在に至る）	18口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当投資法人の投資口の口数
2	藤野正昭 (ふじのまさあき) (1965年12月17日)	1988年４月　第一生命保険相互会社入社 2002年４月　ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社出向 2006年４月　第一生命保険相互会社リスク管理統括部次長 2013年４月　同社運用サービス部次長 2014年11月　ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社入社 2018年４月　同社財務部副部長 2019年６月　同社業務管理部長兼リスク管理室長 2020年４月　同社執行役員業務管理部長兼リスク管理室長 2021年４月　同社執行役員業務管理部長 2022年４月　同社常務執行役員業務管理部長 2023年１月　同社常務執行役員管理部長 2024年４月　同社常務執行役員企画部長 （現職） （現在に至る）	0口

注：候補者井上和幸は、投資口累積投資制度を利用することにより、2026年９月30日時点で当投資法人の投資口を18口（１口未満切り捨て）所有しております。

注：候補者井上和幸は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。その他、候補者井上和幸と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：候補者藤野正昭は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の常務執行役員企画部長であります。その他、候補者藤野正昭と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：当投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

なお、上記補欠執行役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第４号議案　監督役員２名選任の件

監督役員鷹野宏明、青代深雪の両氏から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、監督役員２名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、当投資法人現行規約第18条第１項但書の定めにより、就任する2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況及び当投資法人における地位	所有する当投資法人の投資口の口数
1	鷹野宏明（たかのひろあき） （1969年１月10日）	1992年10月　中央新光監査法人入所 1996年４月　公認会計士登録 2001年２月　税理士登録 2002年３月　鷹野公認会計士税理士事務所設立（現職） 2005年３月　株式会社ビッグウェイブ監査役（非常勤） 2007年11月　アイシーシー株式会社代表取締役（現職） 2017年５月　当投資法人監督役員（現職）（現在に至る）	0口
2	青代深雪（あおだいみゆき） （1975年２月６日）	2002年10月　司法修習修了 弁護士登録（第二東京弁護士会） 牛島総合法律事務所入所 2009年10月　松村国際法律事務所（現新堂・松村法律事務所）入所（現職） 2022年12月　当投資法人監督役員（現職） 2023年８月　東京建物ロジスティクスリート投資法人監督役員（現職）（現在に至る）	0口

注：候補者鷹野宏明は、アイシーシー株式会社の代表取締役及び個人の資産管理を目的とする合同会社３社の代表社員です。この他に、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

アイシーシー株式会社は、鷹野公認会計士税理士事務所に本店を置く経営コンサルティング会社です。

候補者鷹野宏明と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者鷹野宏明は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

注：候補者青代深雪は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。
候補者青代深雪と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者青代深雪は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

注：当投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。候補者鷹野宏明及び青代深雪は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、当投資法人現行規約第18条第２項の定めにより、第４号議案における監督役員の就任日である2026年12月10日（本投資主総会終結時）から、選任後２年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当投資法人の投資口の口数
大村　扶美枝 （おおむら　ふみえ） （1958年７月13日）	1994年３月　司法研修所修了 弁護士登録（第二東京弁護士会） 1994年４月　ブレークモア法律事務所入所 1996年10月　坂井秀行法律事務所入所 2006年６月　市ヶ谷国際法律事務所（現新堂・松村法律事務所）設立（現職） 2015年６月　カーリットホールディングス株式会社社外取締役 2019年９月　リバーホールディングス株式会社（現リバー株式会社）社外監査役 2021年10月　TREホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現職） （現在に至る）	0口

注：候補者大村扶美枝は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者大村扶美枝と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：当投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

なお、上記補欠監督役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

その他の参考事項

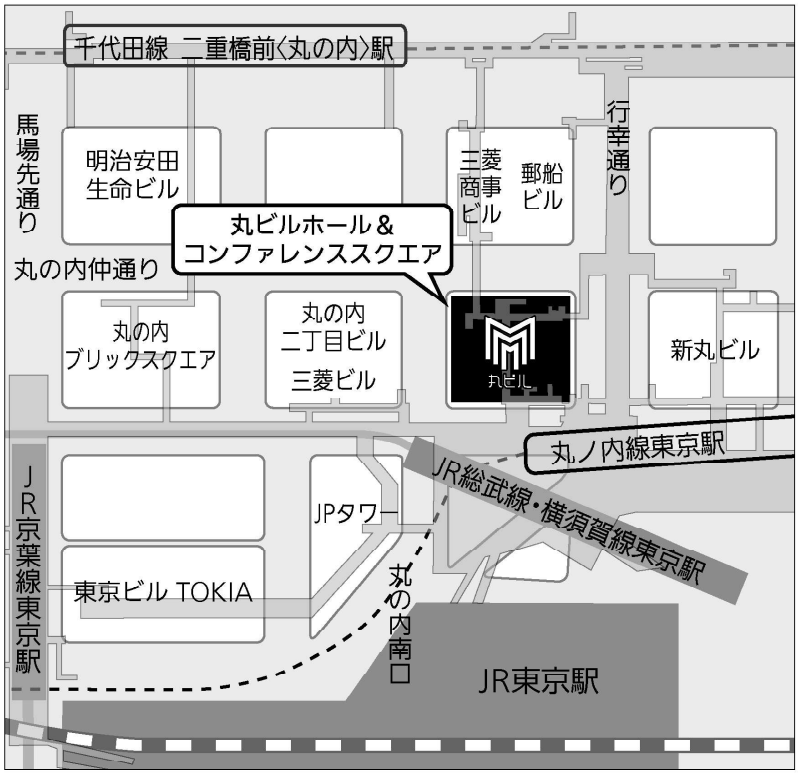
本投資主総会に提出される議案のうちに、当投資法人の現行規約第14条第３項又は第４項に定める議案があるときは、当該議案には、同条第１項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、同項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第１号議案、第２号議案、第３号議案、第４号議案及び第５号議案につきましては、いずれも、当投資法人の現行規約第14条第３項又は第４項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以　上

投資主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
　　丸の内ビルディング　７階
　　「丸ビルホール＆コンファレンススクエア」
　　※エレベーターにて７階までお越しください。
日時　2026年12月10日（木曜日）午前11時（開場：午前10時30分）
電話　０３－３２１７－７１１１



交通のご案内

・Ｊ　Ｒ　東京駅　丸の内南口より徒歩１分
・地下鉄　東京メトロ丸ノ内線東京駅（地下道経由で直結）
　　東京メトロ千代田線二重橋前〈丸の内〉駅（地下道経由で直結）

※投資主総会のための駐車場の準備はございませんので、予めご了承ください。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
Universal Design UD Font
GREEN PRINTING JFPI P-A10043